

# 港湾緑地の使用について

令和6年4月

福岡市港湾空港局

港湾緑地のうち市長が指定する緑地において、次の行為をしようとする場合は、**行為許可**を受ける必要があります。また当該行為において工作物等による緑地の占用を伴う場合は、併せて**占用許可**を受ける必要があります。

なお、行為及び占用許可の際には**使用料**及び**占用料**が必要となります。  
※行為の内容によっては、減免の対象になる場合があります。詳しくは「3.使用料及び占用料の減免」をご覧ください。

◎許可が必要な行為
(1) 物品を販売し、又は頒布すること。
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。
(3) 興行を行うこと
(4) 競技会、展示会、講習会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して利用すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

## 1. 許可の申請

許可を受けようとする者は、行為許可申請書を（占用を伴う場合は、占用許可申請書を併せて）記入例を参考に記入の上、事前（概ね 10 日前まで）に各申請窓口へ提出してください。

〈市長が指定する緑地及び申請窓口〉

市長が指定する緑地	申請窓口
博多ふ頭1号緑地 ぴあトピア緑地・緑道 みなと100年公園 アイランドシティ外周緑地	港湾空港局港湾建設部維持課 (電話 092-282-7143) (メール <a href="mailto:iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp">iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp</a> )
中央ふ頭イベントヤード	港湾空港局港湾振興部港湾管理課 (電話 092-282-7173) (メール <a href="mailto:kowankanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp">kowankanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp</a> )
アイランドシティはばたき公園	はばたきエコパーク・マネジメントチーム 共同事業体 (電話 092-692-7525) (メール <a href="mailto:sougouannai@habataki-park.jp">sougouannai@habataki-park.jp</a> )

〈緑地内行為の許可審査基準〉

- 1 緑地の利用者に著しく支障を生じるものでないこと
- 2 事故発生のおそれがないものであること
- 3 騒音を発生させ、緑地の静けさを損ない、他の利用者や周辺の市民に迷惑を及ぼすおそれがないものであること
- 4 専ら、営業のための宣伝や物品販売等、営利を目的としたものでないこと
- 5 緑地の周囲の市民に著しく支障とならないもの
- 6 緑地の位置、面積、利用状況等から、適切であると認められるものであること
- 7 過去において緑地管理上の指示に従わなかった等、緑地管理上の指示に従わない恐れがあると認められるものでないこと
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6項に規定する暴力団員の利益になると認められるものでないこと
- 9 港湾施設として緑地の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められるものであること
- 10 その他、緑地の管理上支障となるものでないこと

〈占用許可審査基準〉

- 1 緑地の利用者に著しく支障を生じるものでないこと
- 2 当該緑地以外に、これに代わるべき適当な用地がないこと
- 3 当該占用に係る行為が、必要やむを得ないと認められること
- 4 占用物件が、緑地の利用者及び周辺施設に危険を及ぼすものでないこと

## 2. 使用料及び占用料

使用料及び占用料は、次により算定した額を納期限までに各申請窓口が指定する方法でお支払いください。

〈使用料〉

区分	単位	期間	使用料
業として写真を撮影するもの	撮影機(写真機) 1台	1月	3,000円
業として広告写真を撮影するもの	1件	1日	3,000円
業として映画を撮影するもの	1件	1日	6,000円
競技会、展示会、講習会その他これらに類する催しを行うもの	1件	1日	6,000円
その他のもの	1件	1日	6,000円以内で市長がそのつど定める額

〈占用料〉

種目		単位	期間	占用料
電柱、支柱、支線、電線、標識その他これらに類するもの		1本	1年	4,500円
変圧器、鉄塔その他これらに類するもの		1平方メートル	1年	5,200円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		1メートル	1年	890円
郵便差出箱、信書差出箱及び公衆電話所		1平方メートル	1年	5,200円
地下占用物件	公共駐車場その他これに類するもの	1平方メートル	1年	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの			Aに0.009を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.011を乗じて得た額
	階数が3のもの	4,150円		
その他のもの		1平方メートル	1年	4,150円
天体、気象又は土地観測施設		1平方メートル	1年	5,200円
工事用板囲、詰所、足場、建物その他の工事用施設		1平方メートル	1月	1,150円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場		1平方メートル	1月	1,150円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	6,090円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1点	1日	30,530円
	その他のもの	1平方メートル	1月	780円
その他の占用		1平方メートル	1月	650円

備考 Aは近傍類似の土地の1平方メートルの価格を表すものとし、固定資産税評価額を基準として市長が定めた額とする。

※算定方法

- ① 使用料及び占用料が月額で定められているものについて期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし15日以内のときは1月あたりの額の2分の1とする。
- ② 占用について面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡とする。

### 3. 使用料及び占用料の減免

下記の減免理由に該当する場合で、使用料等の減免を受けようとする者は、緑地使用料等減免申請書を記入例を参考に記入のうえ、許可申請書と一緒に提出してください。

〈減免理由及び減免額〉

減免理由	減免額
市が主催し、又は共催する事業のための利用、占用する場合	全額
市が後援、又は賛助する事業のための利用、占用する場合	半額以下
市長が特別の理由があると認める場合	市長が認める額
(ア) 国又は県が主催、共催する事業のため利用、占用する場合	全額
(イ) 学校又は社会福祉施設がその設置目的の事業のために利用、占用する場合	全額
(ウ) 地元町内会等が設立目的の事業のために利用、占用する場合	全額
(エ) 国又は県が後援、又は賛助する事業のために利用、占用する場合	半額以下
(オ) 前各号に準ずる事由があると認められ、特別決裁を得た場合	特別決裁による額

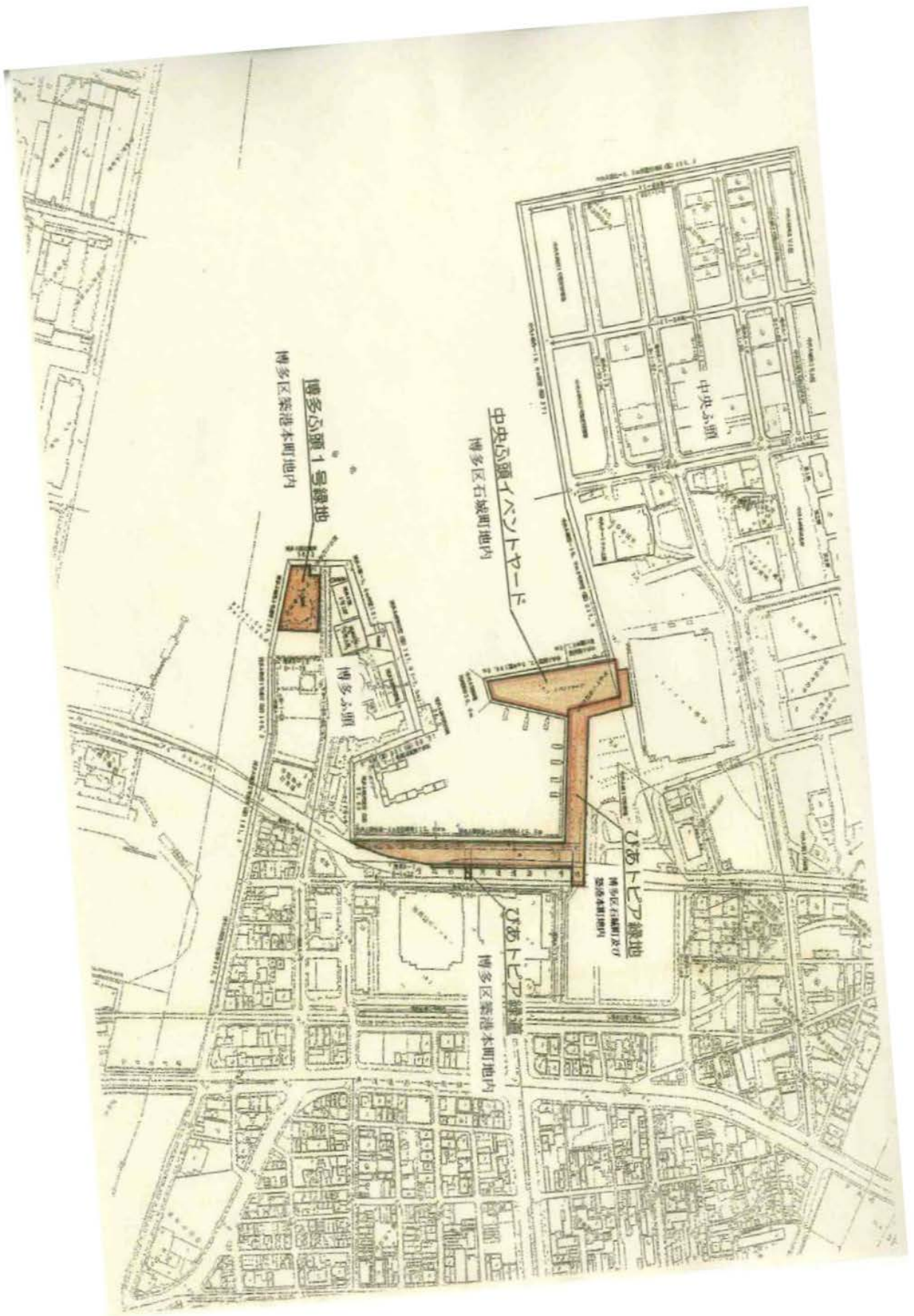
#### 4. 緑地における禁止行為

緑地においては下記の(1)～(9)に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 緑地の施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、危険のおそれのある行為、他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為その他緑地の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

※ 車両の乗入れ、又は駐車することについて、指定された場所とは有料駐車場及び以下の場所（ただし、自転車に限る。）をいう。

	乗入れ	駐車
・アイランドシティ外周緑地	園路	—
・中央ふ頭イベントヤード	全域	—
・アイランドシティはばたき公園	園路	駐輪場

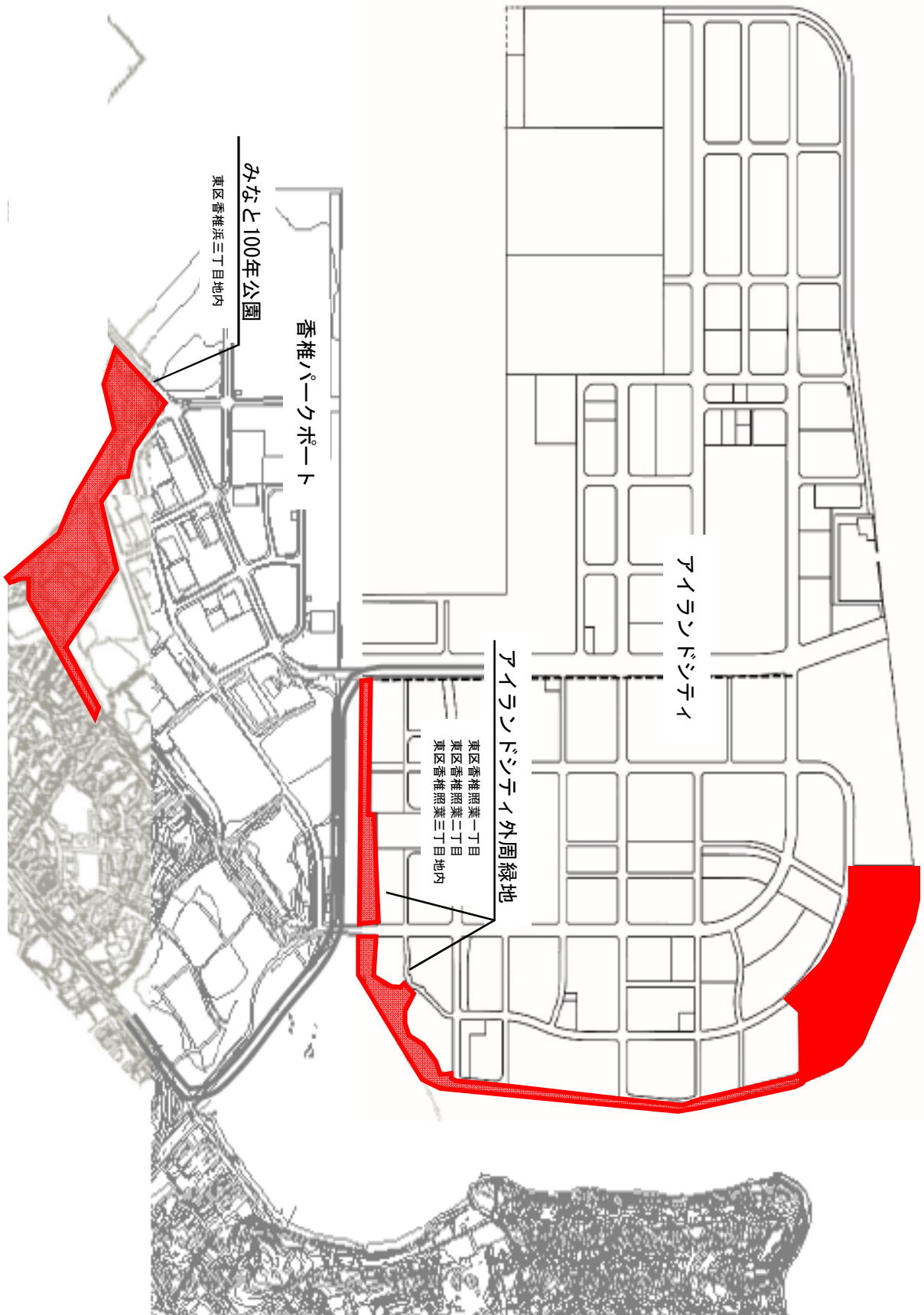






アイランドシティはばたき公園

東区香椎照葉七丁目地内



アイランドシティ

アイランドシティ外周緑地

東区香椎照葉一丁目  
東区香椎照葉二丁目  
東区香椎照葉三丁目地内

香椎パークポート

みなと100年公園

東区香椎浜三丁目地内

【記載例】

様式第7号の3

行為許可申請書

令和 △ 年 △ 月 △ 日

(宛先) 福岡市長

申請者 住所 福岡市○区○○一丁目△番△号  
氏名 株式会社○○○○  
代表取締役 ○○○○  
〔 責任者氏名 ○○ ○○ 〕  
電話番号 092-123-4567

下記のとおり行為の許可を申請します。

目的	第△回○○○○大会
内容	
場所	中央ふ頭イベントヤード (博多区沖浜町) ○○付近
期間	令和○年5月1日(土)～令和○年5月2日(日)〔2日間〕 時間: 8時30分～21時00分〔11時間30分〕
利用者人員	△△人(○○△人、○○△人)
入場料等 徴収の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

※行為に当たっては、許可に際して付された条件を厳守します。

【記載例】

様式第7号の7

占 用 許 可 申 請 書

令和 △ 年 △ 月 △ 日

(宛先) 福岡市長

申請者 住所 福岡市○区○○一丁目△番△号  
氏名 株式会社○○○○  
代表取締役 ○○○○  
〔 責任者氏名 ○○ ○○ 〕  
電話番号 092-123-4567

下記のとおり占用の許可を申請します。

目 的	第△回○○○○大会
場 所	みなと100年公園（東区香椎浜三丁目）西側 ○○付近
面 積	123.45 m <sup>2</sup> テント…△m×△m×△張 = △m <sup>2</sup> コート…△m×△m×△面 = △m <sup>2</sup>
期 間	令和○年4月30日（金）～令和○年5月3日（月）〔4日間〕
施設の種類 及び構造	仮設テント ○○製 仮設○○コート ○○式
工事期間	設営 令和○年4月30日（金）～令和○年4月30日（金）〔1日間〕 撤去 令和○年5月3日（月）～令和○年5月3日（月）〔1日間〕
工事実施の 方法	設営 ○○を○○△台で搬入し設置する。 搬入経路は、○○から○○を通行する。 撤去 設営方法と同様。

※占用に当たっては、許可に際して付された条件を厳守します。

【記載例】

様式第7号の8

緑地使用料等減免申請書

令和△年△月△日

(宛先) 福岡市長

申請者 住所 福岡市○区○○一丁目△番△号  
氏名 株式会社○○○  
代表取締役 ○○○○  
〔 責任者氏名 ○○ ○○ 〕  
電話番号 092-123-4567

下記のとおり緑地の使用料の減額を申請します。

占用料 免除

利用目的	第△回○○○○大会
場所	アイランドシティ外周緑地(東区香椎照葉) 御島崎対岸ゾーン西側 ○○付近
面積(占用料の場合)	123.56 m <sup>2</sup>
期間	令和○年4月30日(金)～令和○年5月3日(月)〔4日間〕
事業の主催者 名又は共催者名	主催者 ○○大会実行委員会 共催者 ○○自治会
事業の後援者 名又は賛助者名	後援者 福岡市(市民局スポーツ部) 賛助者 ○○(株)
申請理由	<input type="checkbox"/> 市の主催又は共催 <input checked="" type="checkbox"/> 市の後援又は賛助 その他〔 〕
備考	

## 〈参考〉博多港港湾施設管理条例

---

### (緑地における行為の制限)

第 16 条の 2 緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、講習会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が市民の緑地の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

### (緑地における行為の禁止)

第 16 条の 3 緑地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 緑地の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、危険のおそれのある行為、他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為その他緑地の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

### (緑地利用の制限)

第 16 条の 4 市長は、緑地の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は緑地に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、緑地を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域、期間等を定めて、緑地の利用を禁止し、又は制限することができる。

### (緑地の占用)

第 16 条の 6 緑地に工作物その他の物件又は施設を設けて緑地を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する占用が、第 16 条の 2 第 1 項の許可を受けた場合で当該許可の目的を達成するため必要であると認められる場合のほか、公益上その他の理由により必要やむを得ないと認められる場合に限り、許可するものとする。

(使用料等の徴収)

第 16 条の 7 第 16 条の 2 第 1 項の許可を受けた者からは、別表第 3 に定める額の使用料を徴収する。

- 2 第 16 条の 5 第 3 項の承認を受けた者からは、別表第 4 に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

- 3 前条第 1 項の許可を受けた者からは、福岡市公園条例(昭和 33 年福岡市条例第 18 号)第 18 条を準用して算出して得た額の占用料を徴収する。

(許可の条件)

第 16 条の 8 市長は、第 16 条の 2 第 1 項及び第 16 条の 6 第 1 項の許可に緑地の管理運営のため必要な範囲で条件を付することができる。

(原状回復等の指示)

第 16 条の 9 第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る期間が満了したとき、又は占用を廃止したときは、直ちに緑地を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第 16 条の 10 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定(この章の規定に限る。以下この条において同じ。)による許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは緑地からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

- (1) 緑地の工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 緑地の保全又は市民の緑地の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緑地の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(港湾施設の利用に係る規定の準用)

第16条の11 緑地の利用に関する事項については、第7条、第10条、第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第10条中「前条の使用料」とあるのは「第16条の7第1項若しくは第2項の使用料又は同条第3項の占用料」と、第12条中「使用料」とあるのは「使用料又は占用料」と読み替えるものとする。

〈参考〉博多港港湾施設管理条例施行規則

---

(行為の申請)

第 15 条の 2 条例第 16 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書(様式第 7 号の 3)を市長に提出して申請をしなければならない。

(占有の申請)

第 15 条の 4 条例第 16 条の 6 第 1 項の許可を受けようとする者は、占有許可申請書(様式第 7 号の 7)を市長に提出して占有の申請をしなければならない。

(緑地使用料等の算定方法)

第 15 条の 5 条例第 16 条の 7 第 1 項の使用料及び同条第 3 項の占有料(以下この条において「緑地使用料等」という。)は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 緑地使用料等が月額で定められているものについて利用又は占有の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月とする。ただし、利用又は占有の期間が 15 日以内のときは、1 月当たりの緑地使用料等の額の 2 分の 1 とする。
- (2) 占有料が年額で定められているものについて、占有期間に 1 年未満の端数があるときは、前号本文を用いて計算した月数に応じて月割により算定する。
- (3) 占有の面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルに、占有の長さに 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルにそれぞれ切り上げる。
- (4) 緑地使用料等の総額が 100 円に満たないときは、100 円とする。

(緑地使用料等の徴収方法)

第 15 条の 6 条例第 16 条の 7 第 1 項及び第 2 項の使用料並びに同条第 3 項の占有料(以下この条及び次条において「緑地使用料等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に徴収するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、納期限を指定して徴収することがある。

- (1) 条例第 16 条の 7 第 1 項の使用料及び同条第 3 項の占有料 許可のとき。
- (2) 条例第 16 条の 7 第 2 項の使用料
  - ア 一般利用 緑地有料駐車場の一般利用をした者が自動車を出場させるとき。
  - イ 定期利用 緑地有料駐車場の定期利用について承認をするとき。



- 2 利用又は占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、初年度分の緑地使用料等は、前項の規定により徴収し、次年度以降の分の緑地使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

(緑地使用料等の減免)

第15条の7 条例第16条の11において準用する条例第10条の規定による緑地使用料等の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき 全額
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用し、又は占用するとき 半額以下
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

2 緑地使用料等の減免を受けようとする者は、緑地使用料等減免申請書(様式第7号の8)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(港湾施設の利用に係る規定の準用)

第15条の8 緑地の利用に関する事項については、第4条及び第8条の規定を準用する。

#### 〈参考〉福岡市公園条例

---

(占用料)

第18条 法第6条第1項の許可(第4条第1項第3号に掲げる行為に伴う占用に係るものを除く。)を受けた者からは、別表第4に定める金額の範囲内において規則で定める額の占用料を徴収する。

〈参考〉福岡市公園条例施行規則

(占用料)

第12条 条例第18条の占用料の額は、別表第7のとおりとする。ただし、同表により難いときは、そのつど市長が定める。

別表第7

公園占用料

種目		単位	期間	占用料
電柱、支柱、支線、電線、標識その他これらに類するもの		1本	1年	4,500円
変圧器、鉄塔その他これらに類するもの		1平方メートル	1年	5,200円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		1メートル	1年	890円
郵便差出箱、信書差出箱及び公衆電話所		1平方メートル	1年	5,200円
地下占用物件	公共駐車場その他これに類するもの	1平方メートル	1年	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの			Aに0.009を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.011を乗じて得た額
	階数が3のもの	4,150円		
その他のもの		1平方メートル	1年	4,150円
天体、気象又は土地観測施設		1平方メートル	1年	5,200円
工事用板囲、詰所、足場、建物その他の工事用施設		1平方メートル	1月	1,150円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場		1平方メートル	1月	1,150円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	6,090円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1点	1日	30,530円
	その他のもの	1平方メートル	1月	780円
清流公園に設けられる屋台		1平方メートル	1月	4,060円
その他の占用		1平方メートル	1月	650円

備考 Aは、近傍類似の土地の1平方メートルの価格を表すものとし、固定資産税評価額を基準として市長が定めた額とする。